

用具名	市町村	該当	対象者	対象年齢	耐用年数	基準額（円）	備考
火災警報器	鳥取市	○	視覚、聴覚、下肢、体幹機能のいずれかの障がいの程度が2級以上、知的障がいの程度がA判定又は精神障がいの程度が1級の者で火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	—	8年	15,500	
	岩美町	○	障がいの種別に関わらず火災発生の感知・避難が困難な者（障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）（ただし、1世帯に2台を限度とする。）	—	8年	15,500	
	八頭町	○	障害等級2級以上の者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	—	8年	15,500	
	若桜町	○	1)障害等級2級以上の者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯) 2)児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度である者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	—	8年	15,500	
	智頭町	○	①障害等級2級以上の者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯) ②児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がい児・者として判定され、障がいの程度が重度又は最重度である者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	—	8年	15,500	
自動消火器	鳥取市	○	視覚、聴覚、下肢、体幹機能のいずれかの障がいの程度が2級以上、知的障がいの程度がA判定又は精神障がいの程度が1級の者で火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	—	8年	20,800	
	岩美町	○	障がいの種別に関わらず火災発生の感知・避難が困難な者（障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	—	8年	28,700	
	八頭町	○	障害等級2級以上の者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	—	8年	28,700	
	若桜町	○	1)障害等級2級以上の者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯) 2)児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度である者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯) 3)難病患者等で火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	—	8年	28,700	
	智頭町	○	①障害等級2級以上の者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯) ②児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がい児・者として判定され、障がいの程度が重度又は最重度である者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯) ③難病患者等で火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	—	8年	28,700	
ガス漏れ警報器	鳥取市	○	視覚、聴覚、下肢、体幹機能のいずれかの障がいの程度が2級以上、知的障がいの程度がA判定又は精神障がいの程度が1級の者でガス漏れの感知及び対応が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	—	5年	20,000	
	岩美町	×					
	八頭町	×					
	若桜町	×					
	智頭町	×					
電磁調理器	鳥取市	○	視覚障がいの程度が1級又は2級のもので、視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	—	6年	41,000	
	岩美町	○	視覚障害2級以上又は児童相談所・知的障害者更生相談所において重度又は最重度知的障がい児・者と判定された者	18歳以上	6年	41,000	
	八頭町	○	視覚障害2級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	18歳以上	6年	41,000	
	若桜町	○	1)視覚障害2級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯) 2)児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度である者	18歳以上	6年	41,000	
	智頭町	○	①視覚障害2級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯) ②児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がい児・者として判定され、障がいの程度が重度又は最重度である者	18歳以上	6年	41,000	
歩行時間延長信号機用小型送信機	鳥取市	○	視覚障がいの程度が1級又は2級のもの	学齢児以上	10年	12,000	
	岩美町	○	視覚障害者2級以上	学齢児以上	10年	7,000	
	八頭町	○	視覚障害2級以上	学齢児以上	10年	7,000	
	若桜町	○	視覚障害2級以上の者	学齢児以上	10年	7,000	
	智頭町	○	視覚障害2級以上の者	学齢児以上	10年	7,000	

視覚障がい者用体温計（音声式）	鳥取市	○	視覚障がいの程度が1級又は2級のもの(視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	学齢児以上	5年	9,000	
	岩美町	○	視覚障害2級以上で障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯	—	5年	9,000	
	八頭町	○	視覚障害2級以上の者(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	学齢児以上	5年	9,000	
	若桜町	○	視覚障害2級以上の者(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	学齢児以上	5年	9,000	
	智頭町	○	視覚障害2級以上の者(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	18歳以上	5年	9,000	
視覚障がい者用体重計	鳥取市	○	視覚障がいの程度が1級又は2級のもの(視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	学齢児以上	5年	18,000	
	岩美町	○	視覚障害2級以上で障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯	—	5年	18,000	
	八頭町	○	視覚障害2級以上の者(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	18歳以上	5年	18,000	
	若桜町	○	視覚障害2級以上の者(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	18歳以上	5年	18,000	
	智頭町	○	視覚障害2級以上の者(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	18歳以上	5年	18,000	
視覚障がい者用血圧計（音声式）	鳥取市	○	視覚障がいの程度が1級又は2級のもの(視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	—	5年	10,000	
	岩美町	×					
	八頭町	×					
	若桜町	×					
	智頭町	×					
情報・通信支援用具	鳥取市	○	視覚障がいの程度が1級若しくは2級の者又は上肢機能障がいの程度が1級若しくは2級の者	—	5年	100,000	
	岩美町	○	上肢機能障害又は視覚障害			100,000	1人につき1回限り
	八頭町	○	上肢機能障害又は視覚障害2級以上の者	学齢児以上		100,000	原則1人につき1回
	若桜町	○	上肢機能障害又は視覚障害2級以上の者	学齢児以上		100,000	原則1人につき1回
	智頭町	○	上肢機能障害又は視覚障害2級以上の者	学齢児以上		100,000	原則として1回
点字ディスプレイ	鳥取市	○	視覚障がいの程度が2級以上の者であつて、必要と認められるもの	18歳以上	6年	383,500	
	岩美町	○	視覚障害及び視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級以上で、必要と認められる者	—	6年	383,500	
	八頭町	○	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者(原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級)の身体障害者であつて、必要と認められる者	18歳以上	5年	383,500	
	若桜町	○	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者(原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級)の身体障害者であつて、必要と認められる者	18歳以上	6年	383,500	
	智頭町	○	視覚障がい及び聴覚障がいの重度重複障がい者(原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級以上の者)であつて、必要と認められる者	学齢児以上	6年	383,500	
点字器（標準型）	鳥取市	○	視覚障がいを有する者	—	7年	A:10,712 B:6,798	
	岩美町	○	視覚障がいを有する者	—	7年	A:10,712 B:6,798	
	八頭町	○	視覚障害2級以上の者	学齢児以上	7年	A:10,712 B:6,798	
	若桜町	○	視覚障害2級以上の者	学齢児以上	7年	A:10,712 B:6,798	
	智頭町	○	視覚障害2級以上の者	学齢児以上	7年	A:10,712 B:6,798	
点字器（携帯型）	鳥取市	○	視覚障がいを有する者	—	5年	A:7,416 B:1,699	
	岩美町	○	視覚障がいを有する者	—	5年	A:7,416 B:1,699	
	八頭町	○	視覚障害2級以上の者	学齢児以上	5年	A:7,416 B:1,699	
	若桜町	○	視覚障害2級以上の者	学齢児以上	5年	A:7,416 B:1,699	
	智頭町	○	視覚障害2級以上の者	学齢児以上	5年	A:7,416 B:1,699	
点字タイプライター	鳥取市	○	視覚障がいの程度が1級又は2級のもの(就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者に限る。)	学齢児以上	5年	63,100	
	岩美町	○	視覚障害2級以上(本人が就労もしくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る。)	—	5年	63,100	
	八頭町	○	視覚障害2級以上の者(本人が就労若しくは就学しているか、又は就労が見込まれる者に限る。)	学齢児以上	5年	63,100	

	若桜町	○	視覚障害2級以上の者(本人が就労若しくは就学しているか、又は就労が見込まれる者に限る。)	学齢児以上	5年	63,100	
	智頭町	○	視覚障害2級以上の者(本人が就労若しくは就学しているか、又は就労が見込まれる者に限る。)	学齢児以上	5年	63,100	
視覚障がい者用ポータブルレコーダー	鳥取市	○	視覚障がいの程度が4級以上のもの。	学齢児以上	6年	録音再生機：89,800 再生専用機：48,000	
	岩美町	○	視覚障害2級以上の者	学齢児以上	6年	録音再生機：89,800 再生専用機：36,750	
	八頭町	○	視覚障害2級以上の者	学齢児以上	6年	録音再生機：89,800 再生専用機：35,000	
	若桜町	○	視覚障害2級以上の者	学齢児以上	6年	録音再生機：85,000 再生専用機：35,000	
	智頭町	○	視覚障害2級以上の者	学齢児以上	6年	録音再生機：85,000 再生専用機：35,000	
視覚障がい者用活字文書読上げ装置	鳥取市	○	視覚障がいの程度が1級又は2級のもの。	学齢児以上	6年	99,800	
	岩美町	○	視覚障害2級以上の者	学齢児以上	6年	99,800	
	八頭町	○	視覚障害2級以上の者	学齢児以上	6年	99,800	
	若桜町	○	視覚障害2級以上の者	学齢児以上	6年	99,800	
	智頭町	○	視覚障害2級以上の者	学齢児以上	6年	99,800	
視覚障がい者用拡大読書器	鳥取市	○	視覚障がいを有する者で、本装置により文字等を読むことが可能になるもの。	学齢児以上	8年	198,000	画像入力装置に印刷物等を入力することにより以下のいずれかの処理ができるもの(1)簡単に拡大画像(文字等)をモニターに映し出せるもの(2)文字を音声で読み上げるもの(3)(1)(2)両方の機能をもつもの
	岩美町	○	視覚障がいを有する者で、本装置により文字等を読むことが可能になるもの	学齢児以上	8年	198,000	
	八頭町	○	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者	学齢児以上	8年	198,000	
	若桜町	○	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者	学齢児以上	8年	198,000	
	智頭町	○	視覚障がい者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者	学齢児以上	8年	198,000	
暗所視支援眼鏡	鳥取市	○	視覚障がいを有する者で、医師の判断による書面にて必要性があると認められるもの	学齢児(6歳)以上	8年	395,000	※2
	岩美町	×					
	八頭町	×					
	若桜町	×					
	智頭町	×					
視覚障がい者用時計	鳥取市	○	視覚障がいの程度が1級又は2級のもの(音声式時計は、手指の触覚に障がいがある等のため触読式の使用が困難な者を原則とする。)	15歳以上	5年	触読式音声式とも 13,300	
	岩美町	○	視覚障害2級以上。なお、音声時計は手指の触覚に障がいがある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。	—	10年	触読式 10,300 音声式 13,300	
	八頭町	○	視覚障害2級以上の者。なお、音声時計は、手指の触覚に障がいがある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。	学齢児以上	10年	触読式 10,300 音声式 13,300	
	若桜町	○	視覚障害2級以上の者。なお、音声時計は、手指の触覚に障がいがある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。	学齢児以上	10年	触読式 10,300 音声式 13,300	
	智頭町	○	視覚障害2級以上の者(音声時計は、手指の触覚に障がいがある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。)	18歳以上	10年	触読式 10,300 音声式 13,300	
点字図書	鳥取市	○	主に、情報の入手を点字によっている視覚障がい者	—	—	必要と認められた額	※1
	岩美町	○	主に、情報の入手を点字によっている視覚障がい者	—	—	必要と認められた額	
	八頭町	○	情報の入手を点字によっている者	18歳未満	—		※1
	若桜町	○	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者	—	—	必要と認められた額	※1
	智頭町	○	主に、情報の入手を点字によっている視覚障がい者	—	—	厚生労働大臣が必要と認められた額	※1
音声タグラコーダー	鳥取市	○	視覚障がいの程度が1級又は2級のもの	学齢児以上	6年	59,800	
	岩美町	×					
	八頭町	×					
	若桜町	×					
	智頭町	×					
地デジ対応ラジオ	鳥取市	○	視覚障がいの程度が1級又は2級のもの	—	6年	29,000	

	岩美町	×					
	八頭町	×					
	若桜町	×					
	智頭町	×					
視覚障がい者用音声通信装置（音声ガイド機能付携帯電話）	鳥取市	○	視覚障がい2級以上	16歳以上	5年	59,000	
	岩美町	×					
	八頭町	×					
	若桜町	×					
	智頭町	×					
音声色彩別装置	鳥取市	○	視覚障がい2級以上	学齢児以上	6年	47,000	
	岩美町	×					
	八頭町	×					
	若桜町	×					
	智頭町	×					
音声キッチンスケール	鳥取市	○	視覚障がいの程度が1級又は2級のもの（視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	—	5年	25,000	
	岩美町	×					
	八頭町	×					
	若桜町	×					
	智頭町	×					

※1 点字図書給付事業実施要綱抜粋

（給付の限度）

対象者1人につき、年間6タイトル又は24巻を限度とする。ただし、辞書等一括して購入しなければならないものを除く。

（自己負担額）

自己負担額は、点字翻訳する以前の一般図書の購入価格相当額とする。

※2 暗所視支援眼鏡給付の条件

原則として6歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた視覚障害のある人または難病患者など（夜盲または視野狭窄の症状を呈する人）で、医師の判断による書面をもって必要と認められる人